

東海第二原発差止訴訟の弁論終結にあたって

2020年7月2日（木）水戸地方裁判所
原告ら訴訟代理人弁護士 河合弘之

2012年1月30日内閣府より
情報開示を受けた(藤崎良次)

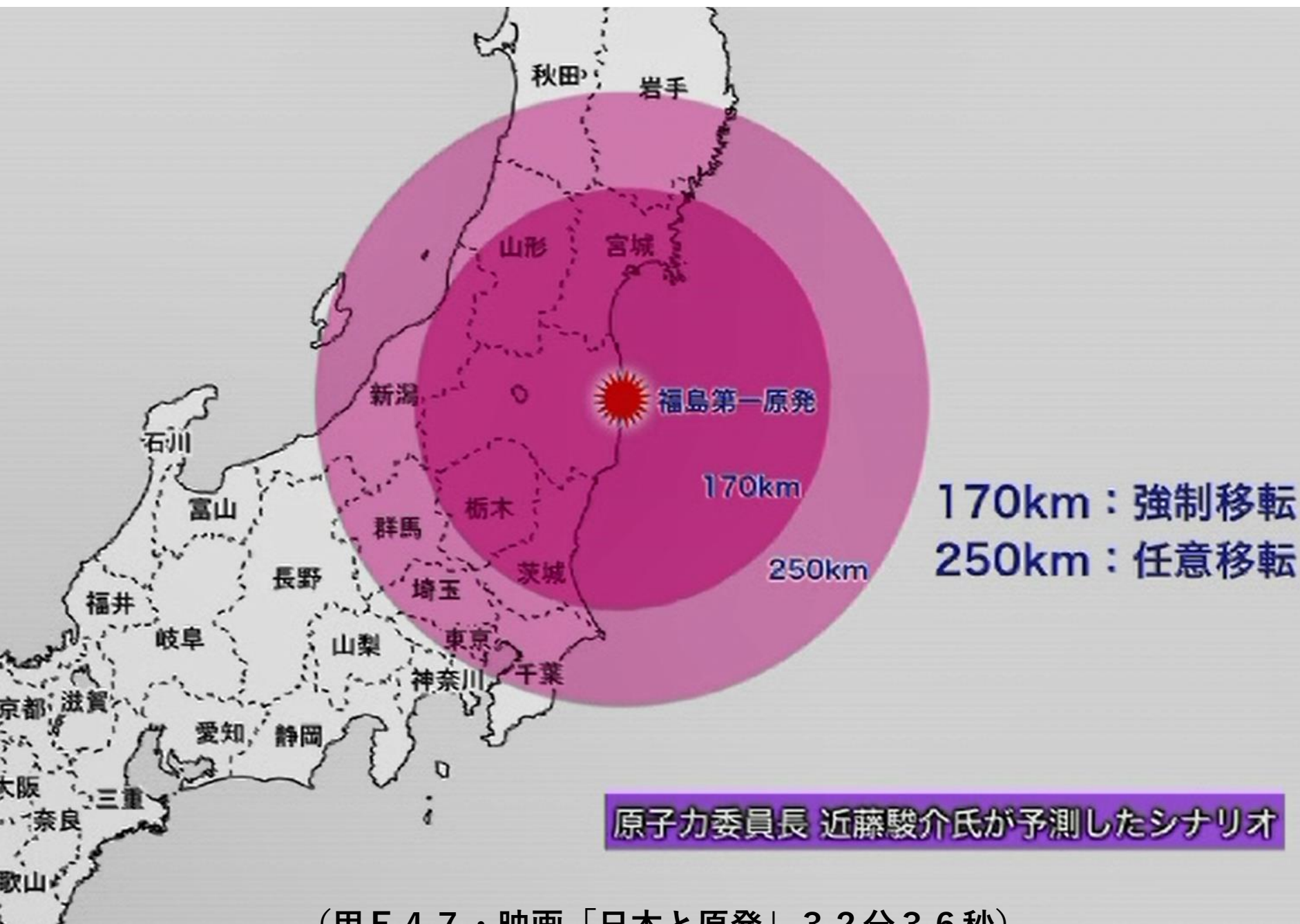


福島第一原子力発電所の 不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日
近藤 駿介

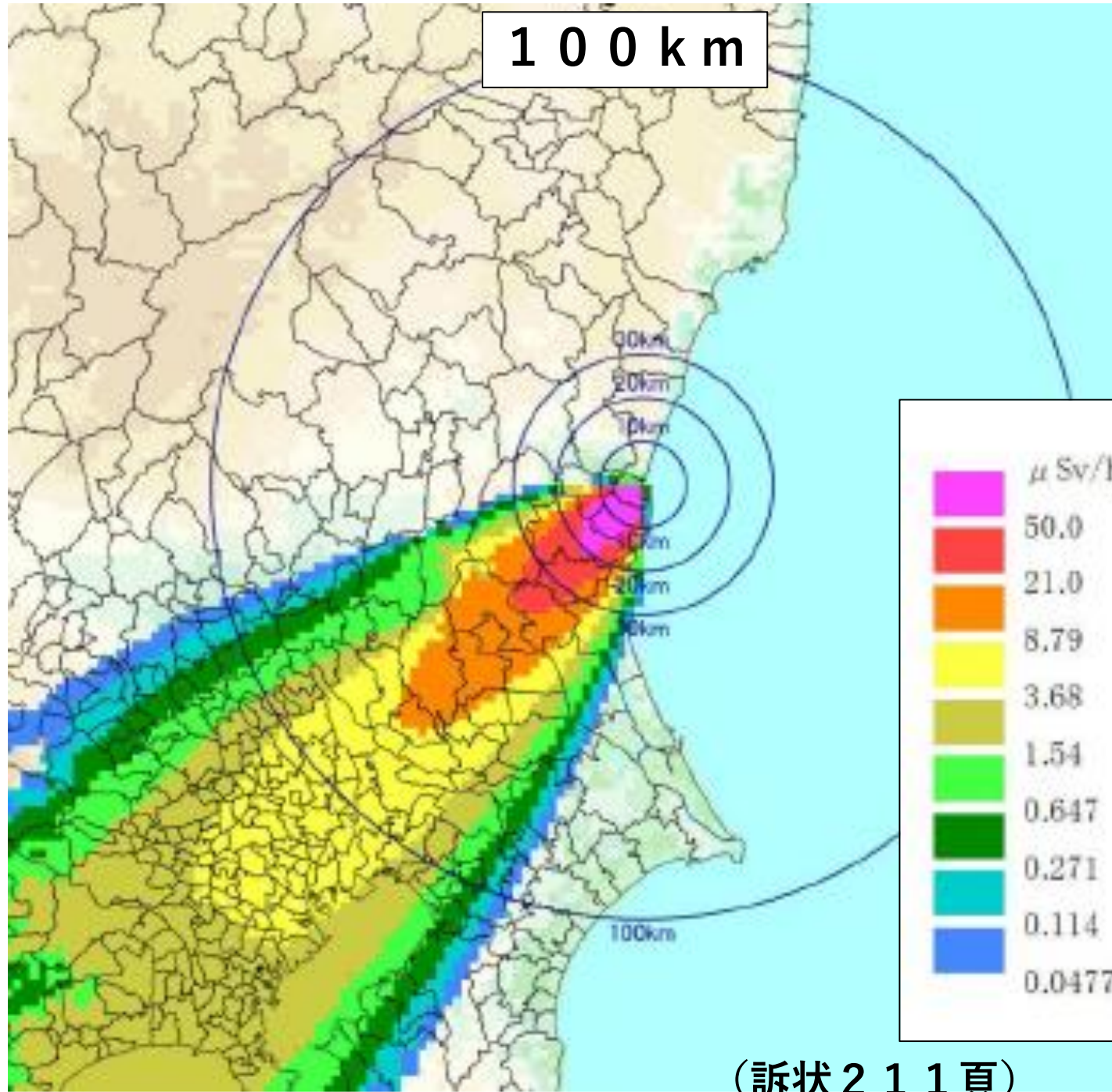
線量評価結果について

- 水素爆発の発生に伴って追加放出が発生し、それに続いて他の号機からの放出も続くと予想される場合でも、事象のもたらず線量評価結果からは現在の20kmという避難区域の範囲を変える必要はない。
- しかし、続いて4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるので、その外側の区域に屋内退避をもとめるのは適切ではない。少なくとも、その発生が本格化する14日後までに、7日間の線量から判断して屋内退避区域とされることになる50kmの範囲では、速やかに避難が行われるべきである。
- その外側の70kmの範囲ではとりあえず屋内退避を求めることになるが、110kmまでの範囲においては、ある程度の範囲に土壤汚染レベルが高いため、移転を求めるべき地域が生じる。また、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転することを希望する人々にはそれを認めるべき地域が200kmまでに発生する(容認線量に依存)。
- 続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある。
- これらの範囲は、時間の経過とともに小さくなるが、自然(環境)減衰にのみ任せおくならば、上の170km、250kmという地点で数十年を要する。

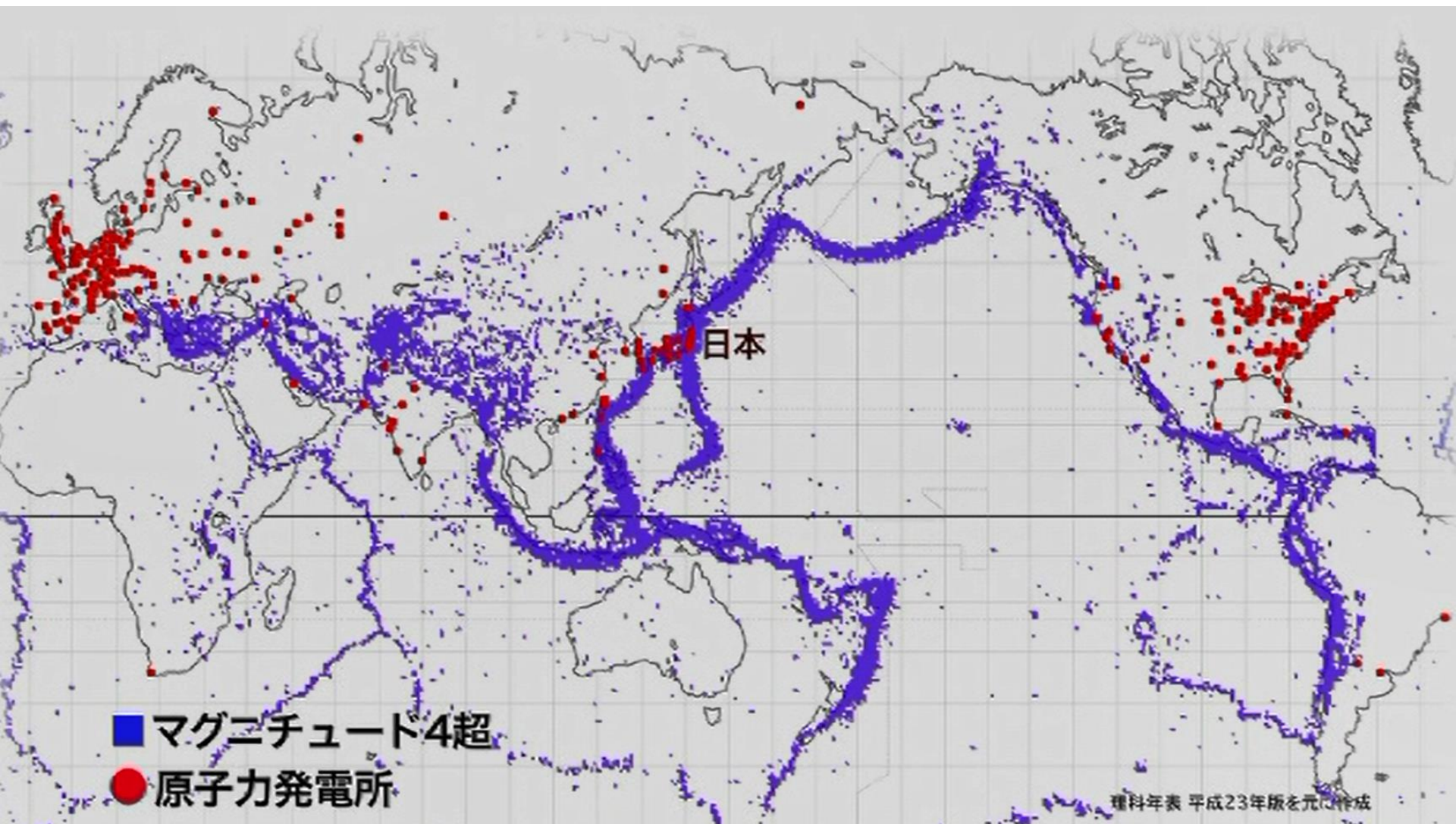


(甲F47・映画「日本と原発」32分36秒)

100 km



μ Sv/h	メッシュ数
50.0	40
21.0	84
8.79	247
3.68	711
1.54	1371
0.647	718
0.271	451
0.114	293
0.0477	266
	18769



(甲F47・映画「日本と原発」 1時間13分58秒)

※ 5 1 1 5 ガル (三井ホーム)

★ 4 0 2 2 ガル (岩手宮城内陸地震・2008年・M7.2)

※ 3 4 0 6 ガル (住友林業)

★ 2 9 3 3 ガル (東日本・2011年・M9)

★ 2 5 1 5 ガル (中越・2004年・M6.8)

★ 1 7 9 6 ガル (北海道胆振東部・2018年・M6.7)

★ 1 7 4 0 ガル (熊本・2016年・M7.3)

★ 1 5 7 1 ガル (宮城県沖・2003年・M6.4)

★ 1 4 9 4 ガル (鳥取県中部・2016年・M6.6)

★ 1 1 9 1 ガル (山形県沖・2019年・M6.7)

★ 1 0 0 0 ガル～16回

★ 8 0 6 ガル (大阪北部・2018年・M6.1)

※ 7 0 0 ガル (再処理工場基準地震動)

★ 7 0 0 ガル～27回

※ 2 7 0 ガル (福島第1, 第2, 東海第2, 玄海, 川内原発・建設時の基準地震動)